



平成26年度軽自動車税について

5月上旬に軽自動車税の納税通知書が送付されます。納期限内の納付にご協力をお願いします。

【軽自動車税について】

- ◎ 軽自動車税は、毎年4月1日現在で軽自動車等を所有または使用している方に対して、年税で課税されます。
- ◎ 普通自動車税とは違い、月割りでの課税計算や払い戻しはありません。
- ◎ 車検切れなどにより実際に運行していない車両であっても、抹消の手続きを行わなければ課税されます。

注意！

ナンバープレートの紛失や盗難被害にあった場合は、速やかに警察署及び西原町役場（総務部税務課）に届出を！
盗難被害にあったり紛失しても、警察署及び西原町役場に届けないと
○抹消の手続きができず、いつまでも課税されることになります。
○放置車両として発見された場合、盗まれた方の責任になることがあります。
また人に譲った場合でも、名義変更の手続きをしなければ前所有者に課税され続けます。

身体障がい者等に対する減免について

身体に障がいのある方が運転する軽自動車等、または身体障がい者等の通院・通学等のために、その方と生計を同一にする方が運転する軽自動車等について、一定の要件を満たせば減免を受けることができます。

ただし、減免できるのは普通自動車等を合わせて障がい者1人につき1台に限ります。

【手続きに必要なもの】

- ・減免申請書
 - ・平成26年度軽自動車税納税通知書
 - ・印鑑
 - ・身体障害者手帳等の写し
 - ・運転免許証の写し
 - ・自動車検査証の写し
- （※法人の方が申請する場合は、車両構造の確認できる写真や運行日誌等の添付が必要になります）

【減免申請期限】

平成26年5月23日（金）

※この日を過ぎてからの受付は減免の対象とならない場合もありますのでご注意ください。

【身体障がい者減免の該当区分】

障害区分	障害の級別		
	本人運転の場合	生計同一者の運転の場合	
視覚障害者	1級～3級及び4級の1	左に同じ	
聴覚障害者	2級及び3級	左に同じ	
平衡機能障害	3級	左に同じ	
音声機能障害	3級（咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限り）		
上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2	左に同じ	
下肢不自由	1級～6級	1級、2級及び3級の1	
体幹不自由	1級～3級及び5級	1級～3級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能障害	1級及び2級（上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）	左に同じ
	移動機能障害	1級～6級	1級及び2級、3級（下肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
心臓機能障害	1級及び3級	左に同じ	
じん臓機能障害	1級及び3級	左に同じ	
呼吸機能障害	1級及び3級	左に同じ	
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級	左に同じ	
小腸の機能障害	1級及び3級	左に同じ	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級までの各級	左に同じ	
肝機能障害	1級～3級	左に同じ	
知的障害		A1及びA2	
精神障害		1級（自立支援医療（精神通院医療に限る）受給者証の交付を受けている者）	

お問い合わせ 総務部税務課 町県民税係（軽自動車税担当） ☎945-4729

雨水を利用してみませんか！

— 雨水利用促進助成金交付制度 —

西原町では、洪水の防止・防災対策として平成14年度から住宅での雨水タンクの利用を呼びかけています。雨水タンクを設置して、雨水を利用してみませんか。

これは、屋根などから流れる雨水を雨水タンクに貯めることによって、一気に大量の雨水が川へ流れ出ないようにと考えられたものです。

貯まった水は、水洗トイレや洗車・家庭菜園での水やりなどに使うことができ、水道代の節約にもつながります。

水事情に厳しい沖縄だからこそ、ぜひこの制度を利用して節水にも努めたいですね。



助成金交付制度の内容

西原町内で雨水タンクを設置する方に対し、**予算の範囲内**で助成金を交付します。
5月12日（月）から申請資料の配布を開始し、**6月2日（月）**から申請を受け付けます。
※助成金の交付は先着順とし、予算がなくなりしだい終了します。

助成対象施設等

対象施設は、これから新たに設置または改造する工事で
①**雨水利用のための雨水タンクの設置工事**
②**下水道への接続により不用になった浄化槽を、雨水タンクに再利用するための改造工事**
です。タンクは**1基の有効貯水量1m³以上**とし、1世帯につき1施設とします。（同居世帯は1世帯とみなす）
※すでに設置されている施設への助成ではありません。また、補修なども対象外です。

助成金の交付額

助成金の交付額は、雨水タンクの設置または改造工事**1件につき50,000円**とします。
ただし、要した費用の額が50,000円未満の場合は、その要した費用の額を助成金の交付額とします。
※重複して交付を受けることはできません！

お問い合わせ 建設部土木課 計画係 ☎945-4415

軽自動車税は6月2日（月）が納期限です

平成26年度軽自動車税の納期限は、6月2日（月）です。納め忘れのないよう、よろしくお願ひします。町税の納付は口座振替を利用すると便利です。

町税の納付が遅れた場合は延滞金が加算されますので、早めに納めてください。なお、滞納が続きますと預金や不動産等の差押を行う場合があります。

納税は国民の三大義務の一つです。みんなで納めて豊かな西原町を築きましょう。
※当初納付書と督促状等で、同一期の税金を重複払いするケースが発生しています。納付期限を過ぎて支払う際は注意しましょう。また、領収書等はまとめて控えてください。

平成26年度各町税目の納期限

税目	納期限	第一期	第二期	第三期	第四期
町県民税		6月30日	9月1日	10月31日	平成27年2月2日
固定資産税		4月30日	7月31日	12月25日	平成27年3月2日
軽自動車税		6月2日			

※※※重複納付にご注意ください※※※

お問い合わせ 総務部税務課 徴収収納係 ☎945-4729